

河川敷に悪質な不法投棄（廃タイヤ19本）を発見 ～警察と合同で調査を実施しました～

5月18日（金）14時46分頃、弘前市大字船水字横船地内の岩木川右岸「清瀬橋」（48.8k）の橋脚に廃タイヤ（乗用車用）19本が不法投棄されているのを、巡回中の河川巡視員が発見し、弘前警察署に通報しました。本日（5月18日（金））16時10分から警察と合同で調査を行いました。

不法投棄は「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為です。今後も悪質な不法投棄に対しては、ただちに警察署に通報し、原因者の特定に努めていきます。

詳細は次のとおりです。

- ①発見日時 平成30年5月18日（金）14時46分頃
（巡回中の河川巡視員が発見した時刻）
- ②発見場所 弘前市大字船水字横船地内の清瀬橋（岩木川右岸48.8k）
- ③投棄状況 廃タイヤ（乗用車用）19本
- ④措置状況 弘前警察署と本日5月18日（金）16時10分から現地で合同調査を実施。降雨による水位上昇が懸念されたため、タイヤは警察との合同調査後国土交通省にて撤去しています。
- ⑤その他 直近（5月14日（月））の当局巡視においては異常は確認されておりません。

※不法投棄は、「河川法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反する行為で、以下の罰則に処される場合があります。

◇「河川法」・・・3ヶ月以下の懲役又は20万円以下の罰金

◇「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

・・・・・・・・・・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金
（法人等の場合は3億円以下の罰金）

※発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社

問 い 合 わ せ 先
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所
副所長（河川担当） 安部 剛
TEL 017-734-4521（代表）
河川管理課長 工藤 尚武
TEL 090-3123-8603

不法投棄現場 位置図

弘前市大字船水字横船地内
(岩木川48.8k「清瀬橋」直下)

